

「クレジットカード取引に関する消費者問題についての建議」に係る経済産業省の実施状況について

「1. 加盟店の管理の徹底に係る制度整備」及び「2. 翌月一括払い（マンスリークリア）の取引における抗弁の接続等の制度整備」について

(建議事項1)

経済産業省は、クレジットカードを利用した取引における加盟店の悪質な行為を原因とする消費者被害の発生・拡大防止及び回復を図るため、加盟店の管理の徹底に係る以下の制度整備に向けた措置を講ずること。

- (1) 加盟店契約会社（アクワイアラー）及び決済代行業者に対し、割賦販売法における義務付けを含む、加盟店の管理の実効性の向上のための措置を講ずること。
- (2) 上記のアクワイアラー及び決済代行業者について、行政への登録等を義務付け、行政調査権限を規定すること。

(建議事項2)

経済産業省は、翌月一括払い（マンスリークリア）の取引における消費者被害の防止及び回復を図るため、二月払購入あっせん取引（注4）（翌月一括払い（マンスリークリア）の取引）について、包括信用購入あっせん取引と同様の抗弁の接続等の制度整備に向けた措置を講ずること。

平成26年8月26日付け「クレジットカード取引に関する消費者問題についての建議」も踏まえ、経済産業省 産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会において、建議事項1及び建議事項2に係る論点を含むクレジット取引の環境変化を踏まえた制度の見直し等について検討を進めており、平成26年12月25日に「中間的な論点整理」（別添1）をとりまとめた。

論点整理を踏まえて更なる検討を進め、立法事実の有無の検証及び制度的な措置を講ずる場合の制度設計等に係る議論を十分に尽くした上で、可能な限り速やかに結論を得ることとしたい。

「3. クレジットカード取引に関する消費者教育及び情報提供等の充実」について

(建議事項3)

消費者庁及び経済産業省は、消費者自らによるクレジットカード取引における被害の発生・拡大防止及び回復等を図るため、以下の措置を講ずること。

- (1) 消費者庁及び経済産業省は、クレジットカードの利用に関する知識について消費者教育及び消費者への情報提供を一層積極的に推進すること。その際、消費者が被害の拡大防止や回復を図る際に有用と思われる知識について、分かりやすく周知すること。
- (2) 経済産業省は、クレジットカード業界団体に対し、チャージバックルール(注8)が適切に運用されるよう、要請すること。
- (3) 経済産業省は、カード交付時やカード利用時における利用者への書面の交付の機会等を捉え、リボルビング方式による支払いの仕組みやリスクについて、より分かりやすく消費者に情報提供するよう、カード発行会社に要請すること。

経済産業省ウェブページにおいて、クレジットカードの仕組みやトラブル発生時の対応等についてまとめた「クレジットカード一年目の教科書」を掲載し、消費者への情報提供を行っているほか、今後、関係機関が保有するクレジットカード関連の消費者向けの情報を経済産業省ウェブページからも閲覧が可能となるように改修する予定としている。

また、平成27年2月5日付け20150129商局第1号をもって、経済産業省大臣官房商務流通保安審議官から、一般社団法人日本クレジット協会会長宛てに、建議事項3に係る事項を含むキャッシュレス決済の適切な使い方に関する理解の増進等について要請を行った(別添2)。

引き続き、関係機関と連携しつつ、消費者教育及び情報提供等の充実に取り組んでいく。